

第2回教育委員会会議

1 日時 令和3年1月26日 火曜日 午後3時30分～午後4時45分

2 場所 大阪市役所7階 市会第5委員会室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員（ウェブ会議の方法により参加）
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
藤巻 幸嗣	教務部長
盛岡 栄市	学校教育推進担当部長
村川 智和	総務課長
樋口 義雄	首席指導主事
仲村 顕臣	首席指導主事
本 教宏	教職員人事担当課長
松井 良浩	教職員サービス・監察担当課長
弘元 介	初等・中学校教育担当課長
福山 英利	首席指導主事
西田 知浩	首席指導主事

川本 祥生 政策推進担当部長
松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第6号	令和3年度大阪府新学力テストについて
議案第7号	中学校の適正な学習評価に向けた対応について
議案第8号	審査請求に対する裁決案について
議案第9号	市立校園児童生徒表彰について
議案第10号	職員の人事について
報告第2号	新型コロナウイルス感染症予防に関する対応について
協議題第3号	令和3年度「全市共通目標」について

なお、議案第9号については会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、議案第10号については会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第6号「令和3年度大阪府新学力テストについて」を上程。

盛岡学校教育推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和2年10月13日、12月22日、令和3年1月12日の教育委員会会議において協議を重ねてきた令和3年度大阪府新学力テストについて、府内全ての市町村が参加の意思を表明していることから、本テストは大阪府の状況を指標として、学力を客観的に把握することができ、子どもたちの最善の利益に資するものと判断をした。

本日は、本市においても参加の意思を表明することを提案させていただきたい。

弘元初等・中学校教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

本テストは、令和3年度より、大阪府教育委員会が市町村教育委員会との連携の下、大阪の子どもたちが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実に付けること、そして、子どもたち一人一人が、自らの強みや弱みを知り、今後の目標を持つことの2つを目的に、小学校第5・6学年を対象に行うものである。

内容としては、5年生は国語・算数・理科各20分に教科横断的な問題40分、アンケート20分、6年生は教科横断的な問題40分にアンケート20分、教員に対してはアンケートがある。

なお、1月12日の教育委員会会議において、異委員より、経年的に把握することができれば、保護者にとって有益な情報になるのではないかと助言をいただいたことから、この児童アンケートの他人との関係をつくる力、感情をコントロールする力などの非認知能力を図る質問項目と、子どもの心の状態を問う質問項目については、来年度以降の本市の小学校学力経年調査の質問肢にも取り入れていくことを検討していく。

次に、本テストに参加する理由について、次の4点を考えている。

つまずきやすくなる高学年において、大阪市小学校学力経年調査と大阪府新学力テストにより、短いスパンでPDCAサイクルを回すことで、きめ細かい指導ができること。大阪府新学力テストと中学生チャレンジテストにより、小学校・中学校ともに大阪府内で学力状況を分析することができること。児童にとっての側面からでは、自らの強みを知ること、2学期以降の学習意欲を高め、学力の向上につなげていくことができること。そして、学校の先生方にとっては、非認知能力等の分析による子ども一人一人のつまずきと良さを府の提供データにより把握し、2学期以降の指導改善につなげていくことができること、この4点である。

続いて1月12日の教育委員会会議において、委員より指摘いただいた事項について、大阪府との協議の過程を報告する。

平井委員からの教科横断的な問題についての指摘であるが、問題内容について学習指導要領に基づいたものとし、回答の在り方については正答・準正答などの回答類型を示し、評価基準を明確にしたり、多様な考え方を共有したりできるようにするとのことである。

大阪府としては、ほかの児童と比べるものではなく、児童自身の意欲を見るものとなるよう、一人一人の多様な考え方を大切にしていきたいと考えていることを確認した。

大竹委員、平井委員から指摘があった、教科横断的な問題の学校への分析結果の返し方については、例えば、このような指導すれば、このような成果が期待できるといったようなアドバイスを示すなど、現場の先生方がすぐ使えるような分析結果を提供する予定であることを確認した。

異委員から指摘のあった、国語、算数、理科も含めた本テストの結果公表の在り方について、大阪府に確認したところ、各学校の指導の参考となるように、数値の結果は提供するが、序列化につながるような公表は現段階では考えていない、子どもたちや先生方の参考となるような公表にしたいと考えているとのことである。

また、令和3年度の本テストの実施により明らかになった課題について、府と市で継続して協議していく場を設定する。今後も、本テストを子どもたちだけでなく、保護者、学校にとっても、よりよいものとしていくために、府教委と継続して連携していく。

結論として、事務局としては引き続き大阪府と協議を重ねることを前提に、本市が大阪府新学力テストに参加することは、本市児童、保護者、学校の利益に資するものと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 教科横断的なアプローチにする評価ですが、課題はいかに現場に落とし込むかということです。実際、現場の教員が結果を見て、児童生徒に指導していくわけですから、指導方法を例示して、指導しやすい体制をつくるのが先決だと思います。

現在、コロナ禍ですから、学習の進度が遅れてしまっています。長期の休校期間の影響は大きく、比較も難しいものがありますからそのあたりも勘案して対応していく必要があると思います。

【弘元初等・中学校教育担当課長】 分かりました。ありがとうございます。

【大竹委員】 ありがとうございます。本件については、今の説明でよく分かりました。このとおりで結構だと思いますが、実際に実施する場合には、参加すること自身が目的ではなく、参加してそのテストを次の授業力に生かしていくということが大切だと思いますので、せっかくP D C Aを年に2回、回すということなので、ぜひその結果を指導に生かせるように活用していくという点は配慮してやっていただければと思います。

【森末委員】 このテストの目的が、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させるということで、理論的思考力を含むものでしょうけれど、そうすると、

それが国語、算数、理科等だけではなく、教科横断的な問題については全て、その問題自体にそういう問いかけがあって、これに取り組んでいけばそういった能力が向上するということだと思いますが、どんな問題を作るかが非常に肝になりますが、問題は大阪府教育委員会が独自に作るのですか。

【弘元初等・中学校教育担当課長】 大阪府が中心となりまして、市町村教育委員会の協力を得て作っております。

【森末委員】 これから作る仕組みについては、大阪市教育委員会も携わるんですね。

【弘元初等・中学校教育担当課長】 これまで少し携われていない部分もありましたので、今もう参加をし始めているところでございます。

【森末委員】 なるほど、それは問題作成の検討委員会みたいなのをつくってということですか。

【弘元初等・中学校教育担当課長】 ワーキンググループのようなものをつくっております。

【森末委員】 そうですか。どんな問題を作るのが非常に大事だと思いますので、その点はよろしくをお願いします。

【弘元初等・中学校教育担当課長】 分かりました。

【山本教育長】 現場の先生方への細かい周知、それから、せっかくやる以上はPDCAを回した結果というものを十分分析をした上で、授業力の向上につなげるという、この2点をまた課題としていただきましたので、そういった形で今後取組むということをお約束したいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第7号「中学校の適正な学習評価に向けた対応について」を上程。

盛岡学校教育推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪府が実施している中学校3年生のチャレンジテストについて、現在6月に実施しているが、令和3年度より9月に実施されることになった。これを受けて、同時期に実施していた本市独自の大阪市中学校3年生統一テストを、次年度以降、実施しないことを提案する。

福山首席指導主事からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市中学校3年生統一テストは、大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する中学3年生の個々の生徒の評定の妥当性の検証に活用することを目的として、平成28年度より実施してきた。

また、実施日については、3年生になってからの学習内容や学習状況を評定に反映することができるよう、10月の第1木曜日としてきた。

130校の中学校を所管する本市としては、各校の評価活動が公平公正に実施され、評価の妥当性や信頼性が担保されるよう、取組を進める必要がある。

これまで、3年生の評価の公平性を確保するための取組については、1つは、学校間の評定の公平性の確認として、6月実施の中学生チャレンジテストを活用してきた。さらに本市では、10月に大阪市中学校3年生統一テストを実施し、その結果を活用して、個人間の評定の公平性も確認してきた。これら2つのテストを活用して、学校間、個人間の両面から、評定の公平性を確認してきた。

令和3年度より、3年生の中学生チャレンジテストの実施時期が6月から9月に変更となり、中学校3年生の学習内容がテスト範囲に含まれることから、その結果を活用して、中学3年生の学習評価の適正化を図ることで、個々の生徒の評定の妥当性や信頼性を確保できると考えている。

これまで2つのテストを用いて、学校間の公平性及び個人の評価の妥当性や信頼性を確保してきたが、中学生チャレンジテストを活用することで、それらについて引き続き確保していくことができると考えており、生徒の負担を勘案し、大阪市中学校3年生統一テストを実施しないこととする。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 これまでやってこられた内容と比較して、本当に公平性が保たれているのかということを検証していく必要はあると思いますので、数年間その評価についてウォッチングしていただくようお願いします。

【福山首席指導主事】 来年度から中学校の学習指導要領が全面実施になりますことから、各学校では評価基準をそれぞれ作成しているところです。評価基準が変わることもありまして、130校が、それぞれが作成した評価基準が均一化されて、公平な評価となるように、何年間かけながら調整を図ってまいりたいと思います。

【森末委員】 大阪府が実施するチャレンジテストが6月から9月に変わることが前提ですが、その理由はどういうことになりますか。

【福山首席指導主事】 6月実施でしたので、これまでも本市としては中学校の3年生の学習内容が含まれる中3チャレンジテストになるように、府のほうには要望してまいりました。3年生の内容が含まれていませんでしたので、本市独自で統一テストをすることで補完していたのですが、本市の要望を府教育委員会にも勘案していただいて、9月実施になったということでございます。

【森末委員】 そもそも6月に実施するのは早過ぎるような気がします、なぜその時期だったのか教えてください。

【福山首席指導主事】 3年生の評定は、公立高等学校の入学選抜の調査書の資料になりますので、進路事務を適切に行うための期間を考慮して、大阪府教育委員会は6月実施としておりました。高等学校入学選抜の進路に関わる評定の、公平性を図るためにやっていますので、本市の要望を踏まえて9月の実施が精いっぱいというところです。

【平井委員】 学習指導要領の改訂に伴い、大学入学共通テストのように、作間の在り方が大きく変わってくることも想定されます。十分な情報共有がないと、現場はやりにくくなりますから府と継続審議をお願いしたいと思います。

【山本教育長】 今、森末委員から質問もございましたが、この問題が当初起きたときには、内申書の絶対評価の部分の相対化という大きい課題がありまして、大阪市教育委員会の当時の考え方の1つに、中学3年生の段階で一定の学校間格差を是正するだけではなく、個人の到達度も客観的に評価して、内申書の策定を行いたいという議論があったのですが、当時を振り返ってみますと、その議論を、大阪府下の各教育委員会の皆様方、そして大阪府の教育委員会と十二分に考え方をすり合わせる事が十分ではなかったというのは、私も1つの反省点として持っております。

それから数年が経過して、当初色々と課題がありましたが、本市の統一テストも定着してきている中で、色々なテストが重なる時期を少し前倒しして、またクラブ活動等を終えた生徒も一定の準備をして参加できて、しかも中学3年生の1学期の内容も取り入れられるのであれば、そして府下全体での参加という形もあれば、当初我々が描いていた形に近づいたのではないかと感じております。

先ほどのすすすくテストの問題もそうですし、やはり府教育委員会の皆様方と我々が、十分お話しをさせていただいて、府教育委員会でされる様々な教育改革の中身を、我々

としても十分捉えて、それに力を合わせて、子どもたち、学校現場のために改善を図っていくということが必要だと感じている次第です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第8号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

審査請求は、行政不服審査法に基づき、行政庁が行った処分に関して不服を申し立てることができる制度である。本件においては、情報公開請求に対して、不存在による非公開決定を行ったことが、審査請求の対象となる処分である。

公開請求の内容について、平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震に関し、関係機関との地震当日のやり取りについて、情報公開請求があった。

これに対して、教育委員会と市長との間のやり取りについて、平成30年8月22日付で、不存在による非公開決定を行った。

不存在とした理由は、教育委員会と市長との間のやり取りについては口頭で行われたことから、当該公文書は実際に存在しないためである。

請求人は、本件決定を不服とし、平成30年11月17日付で、教育委員会に対し、審査請求を行った。

請求人の主張は、記録は非常に重要なものであり、メモの公開や記憶に基づく情報の公開を求めるというものである。

本件審査請求について、平成31年1月28日に、第三者機関である大阪市情報公開審査会に諮問を行ったところ、令和2年12月21日付で、不存在による非公開の決定は妥当であるとの答申を受けたものである。

本議案については、この答申の内容を踏まえ、審査庁として、教育委員会が請求人に対し、本件審査請求を棄却するとの採決を行うものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 確認ですが、審査請求に関わっているのは教育委員会と市長とのやり取りということですが、元の公開請求は、教育委員会と学校園とのやり取りとか、教育委員会内部でのやり取りに関する全ての電話・文書のメモ等と書いてありますが、これは公開

されているのでしょうか。

【川阪総務部長】 部分公開として、すでに完了しております。

【森末委員】 その他の部分については公開しているが、市長と教育委員会のやり取りは、実際緊急だったために口頭で行われているので不存在だということでもいいですね。

【川阪総務部長】 はい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第2号「新型コロナウイルス感染症予防に関する対応について」を上程。

盛岡学校教育推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

学校園における新型コロナウイルス感染症の感染状況、緊急事態宣言の発令期間中の学校への対応について説明する。

弘元初等・中学校教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

令和2年11月以降、いわゆる第3波と呼ばれる状況の中、学校園でも感染者数が増加しており、12月の児童生徒等の感染者数は106人であった。1月は、19日判明分までで87人となっており、12月と同様の傾向が見られる。

現在のところ、本市学校園の児童生徒等における感染率は、およそ0.2%と、大阪府全体のおよそ0.4%の約半分となっており、また、児童生徒等に重症者は発生しておらず、軽症または無症状者が多くなっている。また、ほとんどが家庭内感染によるものである。

緊急事態宣言発令期間中の本市の取扱いについては、大阪府の対策本部会議を踏まえた、大阪府教育庁の取扱いに準じて対応を行うこととしている。

まず、学びの保障や心身への影響の観点から、発令期間中も、通常授業・通常保育を継続することとしている。

ただし、感染リスクの高い教育活動は実施しない。いきいき放課後事業等は、継続する。

学習については、最終学年は年度内に修了、他の学年は令和3年4月頃までに修了できるよう、各学校で教育課程の再編成を行っている。

特に、最終学年の取扱いについては、優先的に配慮を行うこととし、必要に応じて7時間授業を実施するなど、学校の実情に合わせて、授業時数の確保を計画的に進めている。2学期末時点の調査によると、小中学校ともに95%程度の学校が、おおむね計画どおりに

進んでいると聞いている。

次に、校外での教育活動、部活動について、修学旅行、校外活動等については、延期または中止としている。部活動は、リスクの低い活動で短時間での活動とし、練習試合や合同練習会等は実施しないこととする。また練習時間は、平日は短時間、休日は2時間程度としている。参観を伴う演奏会等は、延期か中止としている。

公式試合については、主催団体のガイドライン等に基づき、適切に対応することとしている。高等学校においては、部活動終了後、生徒同士で食事をするのを控えるよう、特に指導を徹底することとしている。

次に、オンライン学習等による学びの保障について、学校の授業は、対面授業を中心とした通常授業を継続しつつ、これまで同様、学級休業等の場合には、できる限り、学習に遅れを生じさせないように、オンライン学習等の実施を行うこととしている。特に、最終学年については、積極的にオンライン学習を実施するよう、学校に指示をしている。

また、不安により登校できない児童生徒等については、授業の様子を家庭に送信する形態のオンライン学習を実施する等、学びの保障を図っていく。

最後に、入学者選抜等について、大阪府公立高等学校入学者選抜は、大阪府と高等学校を設置している大阪市を含めた4市が、統一ルールの下、実施している。

陽性者、濃厚接触者に特定され、PCR検査等を受検する予定の者及び結果待ちの者、濃厚接触者でPCR検査等の結果、陰性であることが判明している者のうち、当日発熱等の風邪の症状がある者については、受験不可となる。なお、一般選抜につきましては、追試験の受験が可能となっている。

また、濃厚接触者でPCR検査等の結果、陰性であることが判明している者のうち、学力検査等当日に発熱等の風邪の症状がない者、濃厚接触者ではなく、学力検査等の実施当日に発熱等の症状がある者は、別室において受験が可能となっている。感染防止対策や、受験機会の確保に万全を期した上で実施する。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 教員の感染について、小学校においては1人で全科を担当していますので、感染により勤務できない場合どういう対応をされているのですか。

中学校であっても、特に技術、美術といったところは、学年に担当教員が1人だけという場合もあると思うのですが、そういう場合の補充等については、どういう対応をしてい

るのか教えていただけるとありがたいです。

緊急事態宣言に対応してということもありますけれども、児童生徒の学習保障をどのようにしていくのかという観点から、教えていただけたらと思います。

【盛岡学校教育推進担当部長】 教職員の陽性数は71名とありますが、この中で重症になって長期間休み、授業補填が必要になるようなケースは聞いておりませんので、学校の中で補い合いながら、その間は違う教科であったりとか、小学校であれば、教務主任の先生が入ったりといった形で進めているものと思われま

す。今のところは、数日の休みで済んでおりますので、今後、長期に渡るような状況が出てきたときには、補填の検討も必要だとは思いますが。

【平井委員】 不安に思う教職員もいると思います。ワクチンの接種が来月以降というようになっていますが、医療従事者が最優先であり、教育関係者がどうなるのかといったこともありますので、その辺りを現場に伝えていく必要があるのではないのでしょうか。

不安により登校できない児童生徒への対応も必要です。公平公正という点で言うと、対話型の授業と並行しながらオンラインでの授業配信もできるようなシステムがあればよいと思いますし、すでに取り組んでいる学校もあります。検討していただきたく思います。

学校行事、例えば、卒業式なども感染症対策を徹底する上で、人数制限をするなど、十分な合意形成をお願いしたいと思います。

【弘元初等・中学校教育担当課長】 ありがとうございます。

まず、卒業式は、子どもには非常に大きな行事、思い出に残る行事ですので、実施はする方向で考えております。

それから、保護者にとってもとても大切な行事ですので、保護者はできる限り、少数にして密にならないような形で参加いただき、来賓等については、今回は御遠慮いただくというような方向で考えております。

【森末委員】 1点だけ確認をしたいと思います。校外での教育活動、部活動について、練習時間は、平日はできる限り短時間、休日2時間程度とするということですが、平日はできる限り短時間というのは、2時間より短いという趣旨なのか、2時間より多くてもいいという趣旨なのか、どちらでしょうか。

【西田首席指導主事】 もともと指針には平日2時間程度というふうに示しておりますので、それより短い時間という意味合いで示させてもらったところです。

【森末委員】 なるほど、平日は2時間よりもっと短い時間で、休日は2時間程度は、

やむを得ないということですね。

【西田首席指導主事】 感染症対策に気をつけて活動するようとしております。

【大竹委員】 1点確認ですが、オンライン学習による学びの保障ということで、実際にオンライン学習で補填をしたと、学びの保障をしたという実例はありますか。

【福山首席指導主事】 中学校で数校は1週間程度、学年単位で臨時休業が続いた学校がありましたので、その際にオンラインを使いながら学習、学びの保障をいたしました。

ただ、ICT環境がそれぞれ違いますので、やり方については、それぞれの学校の環境に応じて実施したというところがございます。

【大竹委員】 臨時休業でオンライン授業となると、端末の配備の問題など、色々使い方の問題が出てきますので、確かにオンライン学習による学びの保障という原則はありますけれども、学校によっては環境が違いますので、ぜひ柔軟な対応をお願いしたいと思います。

【山本教育長】 本当にこの間様々な状況がございましたが、幸いにして重篤な方が出しておられないというのは、本当に現場で消毒活動なりを地道にやっていただいたお陰だと思っ、本当に感謝をいたしております。

ただ、コロナ疲れも出る場面もございますので、これからまた年度末、そして新しい学年を迎えて忙しくなると思いますので、委員からの様々な御意見も校長会等を通して、現場の皆さんにお伝えして、もう一度気を引締め直して、よろしくお願ひしたいと思います。

協議題第3号「令和3年度「全市共通目標」について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本目標については、各学校で設定するものであり、大阪市教育振興基本計画に掲げる2つの最重要目標、「子どもが安心して成長できる安全な社会の実現」「心豊かに力強く生き抜き、未来を切り拓くための学力・体力の向上」の達成に向け、全ての小中学校において自校の運営に関する計画に全項目を目標として設定して、その目標達成に向けて学校運営を行うこととしている。

平成25年から28年度までの計画では、学校が独自に目標を設定して、学校協議会に諮ってPDCAを回すというやり方を行っていたが、平成29年度からの現行計画においては、振興基本計画の目標と学校の目標を関連づけて、学校それぞれの目標達成が教育振興基本計画の目標達成に寄与することを意図して、各学校で共通して設定すべき目標を全市共通

目標として導入した。

令和3年度の全市共通目標について、今回、新型コロナウイルス感染症の影響による教育振興基本計画の延長を受け、本年度と同じ目標としている。

この全市共通目標の達成状況などについては、各区の区担当教育次長が学校訪問や面談などを通じて把握し、支援に活用いただいている。事務局としても、学校のカルテなどにも反映して、各課で活用している。

令和3年度については、教育振興基本計画の最終年度となることから、経年的に本市の状況を把握するというこゝも考慮に入れて設定していきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 この目標に英語は入っているのでしょうか。

【川本政策推進担当部長】 全市共通目標は全校対象になりますので、小学校の場合、英語を低学年からやっている学校もありますが、レベルの違いがでることもあり、全市共通目標の中には入っていませんが、振興基本計画の中には指標として入っております。

【平井委員】 英語は教科化されていますから、今後は経年比較していく必要があるのではないかと思います。

【川本政策推進担当部長】 分かりました。

【平井委員】 各学校で到達目標を数値化するのであれば、そのPDCAを回すためには、学校評価でフィードバックするというこゝで考えてよろしいですか。

【川本政策推進担当部長】 大阪市の場合「学校活性化条例」により、学校評価が各学校に義務づけられております。この運営に関する計画を、学校評価として使っております。

議案第9号「市立校園児童生徒表彰について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本表彰は、大阪市表彰規則及び大阪市教育委員会表彰規則に基づき、市長と教育委員会の連名で行うものである。毎年11月に教職員の表彰と併せ、実施をしているが、大会の開催時期等の都合により、11月表彰されなかったものについては、毎年2月に表彰を行っている。

各校園長から推薦された者のうちから、項目ごとに基準に照らし、審査した結果、表彰する者は、他に称賛され、または他の模範とするに足る行為があったもの3名と1グルー

プである。なお、表彰式は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止し、各学校にて執り行う。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第10号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校教諭で、処分内容については、地方公務員法第29条による懲戒処分として減給6月とする。

当該教諭は、平成24年5月から令和2年7月までの間、勤務中に学校敷地外及びテレワーク中の自宅において480回程度喫煙した。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 本件は敷地内もあったのでしょうか。

【松井教職員服務・監察担当課長】 本件は敷地外と、テレワークでの自宅です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
